

回覧をお願いします。

令和3年4月1日
太地町役場住民福祉課

太地町福祉手当のご案内

太地町福祉手当とは

- ① 身体障害者手帳の交付を受けているもの。
- ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。
- ③ 療育手帳の交付を受けているもの。
- ④ 身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている20歳未満のものを監護しているもの。
- ⑤ 高齢者を介護しているもの。(居宅において、常時臥床しているおおむね65歳以上の寝たきり高齢者及び重度の認知症高齢者と生計を共にし、現にこれを介護しているもの。)
- ⑥ 特定疾患について、県知事の認定を受け現に医療費の公費負担を受けているもの。
に月額6,000円又は3,000円が支給される、太地町独自の制度です。

太地町福祉手当を受けられる方は

上記のいずれかに該当し、太地町に1年以上住所を有し、老齢年金・障害年金・船員年金・遺族年金等の公的年金を受給していない方が対象者となりますが、所得制限等がありますのでご承知おき下さい。また住民票、各地区の民生委員の証明及び手帳等の添付書類が必要です。

太地町福祉手当の支給額等について

種 類	月 額	等 級 等
心身障害者福祉手当	6,000円	身体障害者手帳1級～4級 及び療育手帳A1・A2・B1
	3,000円	身体障害者手帳5級～7級 及び療育手帳B2
心身障害児福祉手当	6,000円	身体障害者手帳1級～4級 及び療育手帳A1・A2・B1
	3,000円	身体障害者手帳5級～7級 及び療育手帳B2
要援護高齢者扶養手当	6,000円	
特定疾患対象者福祉手当	6,000円	
精神障害者福祉手当	6,000円	精神障害者保健福祉手帳1級～2級
	3,000円	精神障害者保健福祉手帳3級

※制度についてのお問い合わせは、役場住民福祉課 福祉手当係
(TEL59-2335)までお願いします。